

令和 7 ・ 8 ・ 9 年度

競争入札参加資格審査 申請の手引き 【物品・役務部門】

令和 6 年 1 1 月

問合せ先



別海町総務部財政課 契約管財担当

〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町 2 8 0 番地

電話番号：0153-74-9505

FAX 番号：0153-75-0371

目次

申請の方法及び申請様式.....	1
1 競争入札参加資格について.....	1
2 町ホームページでの情報公開.....	1
3 告示.....	1
4 申請部門.....	1
5 申請の方法.....	1
6 受付期間及び受付時間.....	2
7 申請様式.....	2
8 問合せ方法.....	2
9 申請に当たっての留意事項.....	2
提出書類.....	3
提出に当たっての留意事項.....	4
資格の要件.....	8
1 資格の種別（部門別業種区分・種別表）.....	8
2 審査基準日.....	10
3 各部門共通の申請ができない要件.....	10
4 物品・役務の資格要件.....	10
5 協同組合等の資格要件の特例.....	10
6 資格の有効期間.....	10
審査結果通知、変更届等.....	11
1 審査結果の通知.....	11
2 変更があった場合の取扱い.....	11
委任状参考様式.....	13

申請の方法及び申請様式

1 競争入札参加資格について

令和7・8・9年度における本町への物品納入や役務提供などの競争入札参加資格審査申請を次のとおり受付します。

例年、登録期間は2年間としていたところですが、今後の資格審査受付事務を（一社）北海道建設技術センターが行う、北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請に変更を予定していることから、登録期間を3年にしています。

申請をする方は、必要な資格、申請方法等を確認の上、必ず受付期間内に申請書、必要書類等を提出してください。

なお、資格審査の結果、資格者になりますと、令和7・8・9年度の競争入札参加資格者名簿に登録されますが、資格があることにより指名があるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

2 町ホームページでの情報公開

町のホームページ上で、資格審査申請の情報、様式等を公開しています。

提出書類の内容や様式等のダウンロードについては、次のページをご確認ください。

別海町役場ホームページ（資格審査の情報ページ）アドレス

 <https://betsukai.jp/sangyo/nyusatsu/shikaku/nyuusatu>

3 告示

地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づく令和7・8・9年度の競争入札に参加する者に必要な資格の告示は、町ホームページで公開しています。申請を行う際には、確認をお願いします。

4 申請部門

物品・役務部門

5 申請の方法

※今年度より申請方法が変わります。

・電子申請

インターネットによる電子申請（Logo フォーム）となります。下記のいずれかにより申請方法等を確認して申請してください。

電子申請フォーム(Logo フォーム)

URL:<https://logoform.jp/form/2W7T/733798>

町ホームページ

URL:<https://betsukai.jp/sangyo/nyusatsu/shikaku/nyuusatu>

なお、インターネット環境が無い等の理由がある町内業者に限り、紙媒体の申請を受け付けるので、別海町役場総務部財政課までご連絡ください。

6 受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）から令和 7 年 1 月 3 1 日（金曜日）まで

※紙媒体で申請する場合、土曜日、日曜日、祝日は受付しません。

※受付期間終了後は受付しません。

※中間年度の受付は行いませんので、この期間内に忘れずに申請してください。

※共同企業体に係る申請時期は、当該共同企業体が結成されたときとします。

(2) 受付時間（紙媒体で申請する場合）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの 1 時間を除く。）

7 申請様式

「別海町独自様式」となります。下記のいずれかの方法によりご用意ください。

(1) 別海町ホームページからダウンロードする。

🌐 <https://betsukai.jp/sangyo/nyusatsu/shikaku/nyuusatu>

(2) 電子申請フォーム（Logo フォーム）からダウンロードする。

🌐 <https://logoform.jp/form/2W7T/733798>

8 問合せについて

申請に係る問合せについては、担当部署までご連絡いただくか、問合せフォームよりお問い合わせください。

別海町役場総務部財政課契約管財担当

TEL 0153-74-9505 FAX 0153-75-0371

問合せフォーム URL <https://logoform.jp/form/2W7T/816438>

【QR コード】



9 申請に当たっての留意事項

原則、電子申請（Logo フォーム）となりますが、インターネット環境が無い等の理由がある町内業者に限り、紙媒体での申請を受け付けますので、下記の方法により申請書類を用意してください。

(1) 別海町役場総務部財政課の窓口で受け取る。

役場までお越しいただき、財政課窓口でお求めください。

(2) 郵送により受け取る。（確認）

180 円分の切手を貼付した返信用封筒（A4 用紙が折らずに収まるサイズ）とを同封し、別海町役場総務部財政課宛にお申し込みください。

提出書類

番号	提出書類		法人	個人
1	競争入札参加資格審査申請書	第1号様式 ・持参の場合は控え用にコピーを1部提出	◎	◎
2	委任状	任意様式 ※1 本店以外の者が申請者となる場合 (支店・支社・営業所長等) ※2 申請者の代理として手続を行う場合 (行政書士・会計士等) ※1とは別に必要	○	○ ※本店(本人) 以外が申請者 の場合
3	申請をする部門及び業種	第2号様式 第2号様式 附表 の2種類	◎	◎
4	物品納入・役務実績書	第3号様式の1 (前年) 第3号様式の2 (前々年) の2種類	◎	◎
5	経営規模等総括表	第4号様式 (任意様式可)	◎	◎
6	営業所一覧表	第5号様式 (自社パンフ等任意様式可)	◎	不要
7	従業員名簿	第6号様式 (任意様式可)	不要	◎
8	登記事項証明書	写し可 (各法務局発行)	◎	不要
9	身分証明書	写し可 (各市町村発行のもの) ※別海町の発行窓口は町民課です。	不要	◎
10	営業証明書	写し可 (各市町村発行のもの) ※別海町の発行窓口は税務課です。	不要	◎
11	納税証明書	国税の納税証明書 写し可 (税務署から取得) ・法人～納税証明書その3の3 ・個人～納税証明書その3の2	◎	◎
		都道府県税の納税証明書 写し可 (各都道府県から取得) 法人事業税、法人都道府県民税等 (資格審査請求、滞納がないことの証明) ※本店所在地及び支店等に委任の場合は、本店所在地と支店所在地の両方が必要です	◎	◎
		町税の完納証明書 (別海町課税分のみ) 写し可 (別海町役場税務課から取得) ※別海町内業者又は別海町で課税がある場合のみ提出	○	○
12	貸借対照表及び損益計算書	1年分 (最新のもの)	◎	不要
13	許認可に関する許可書等	写し可 ※各種法令の許認可を受けて営業する場合	○	○
14	誓約書	町独自様式 ・暴力団員・暴力団関係事業者でないことを表明するもの	◎	◎
15	返信用封筒	110円切手の貼付と返送先宛名を記入 ※郵送申請の場合のみ提出	○	○

◎印はすべての方が提出する書類、○印は該当する方が提出する書類です。

⚠ 各種証明書については、交付後3か月以内のものとしてください。

提出に当たっての留意事項

(1) 提出方法について

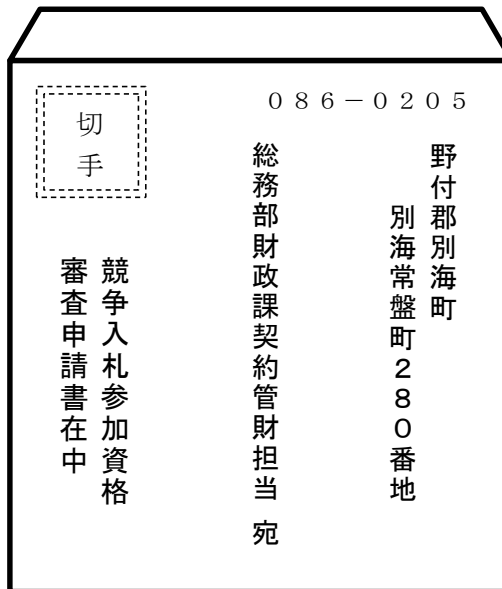
原則、電子申請としますが、町内業社に限り紙媒体での申請を認めます。いずれも、申請前に必ず事前チェックを行い、書類が揃っていることを確認してください。

ア 郵送申請の場合の送付先

〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
別海町役場 総務部財政課 契約管財担当 宛

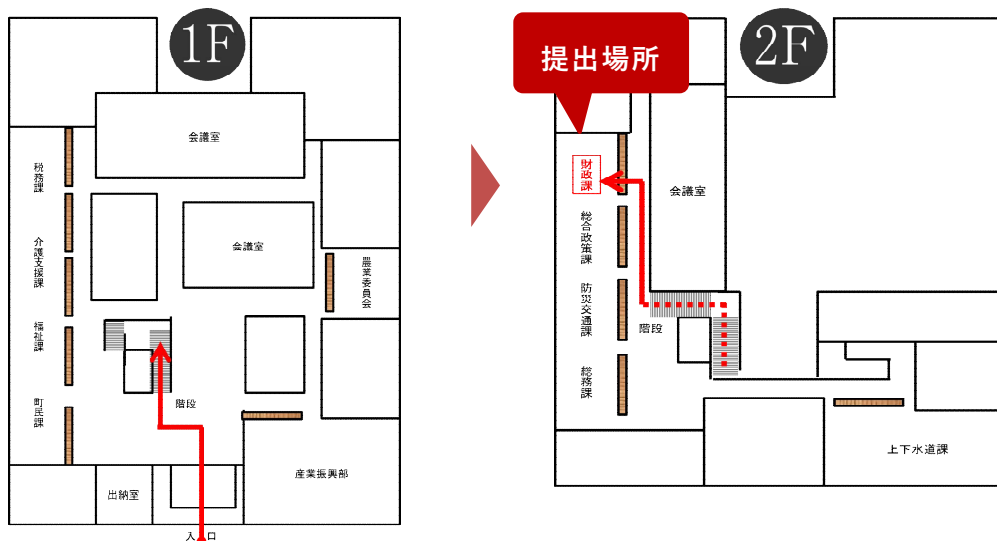
〔提出用封筒の記載例〕

提出用の封筒には、
「競争入札参加資格
審査申請書在中」
と明記してください



イ 持参申請の場合の提出場所

別海町役場2階 財政課（※役場庁舎2階の奥の窓口になります。）



(2) 使用する印鑑について

実際に契約書に使用する印鑑を押印してください。(電子印鑑・印影可能)
使用印は、申請者の商号、役職名等が明瞭に確認できるものとしてください。
なお、印鑑証明書の提出は必要ありません。

(3) 委任状について

本店の代表者が、支店又は営業所の代表者等に入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を委任する場合は、必ず委任状を提出してください。

委任状の有効期間は、令和7年度から令和9年度の3年間(度)間(令和7年4月1日から令和10年3月31日)までとしてください。

委任状の参考様式は、**本手引き P13**のとおりです。

なお、委任者又は受任者が変更となった場合は、変更届に併せ、改めて委任状を提出してください。

(4) 別海町完納証明書について

別海町に対して1税目でも納税義務がある場合には、「別海町完納証明書」の添付が必要です。(※納税証明書ではありません。)

完納証明書は、別海町役場1階の税務課窓口で申請し、取得してください。

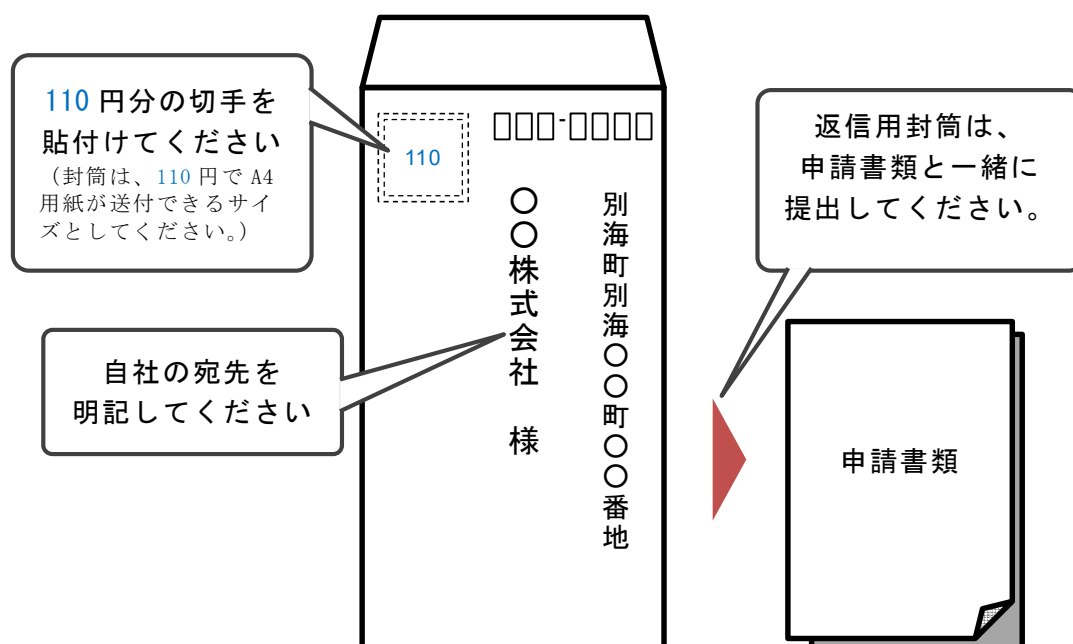
(5) 支店等に委任する場合の納税証明書について

支店等に委任する場合の「都道府県税分」の納税証明書は、委任所在地分と受任者所在地分の両方が必要となります。

(6) 返信用封筒の作成例

返信用封筒は、次のとおり作成してください。

持参で申請する場合は、返信用封筒は不要です。



(7) 様式に記載する際の注意点

提出書類の「様式2」で選択した申請業種は、必ず「様式3」にその実績を記載してください。

なお、実績の記載がない申請業種は削除されますので留意願います。

 申請の際は、必ず記載例を確認してください。

第2号様式 記載例

申請をする部門及び業種

下記部門における希望業種を□にチェックすること。
※登録には官民問わず希望職種における過去の実績が必要となり
についても作成のうえ提出願います。

産業部門 ☐ 1. 土木建設機械器具 (油圧ショベル・ブルドーザ等) ☐ 2. 農林業用機械器具 (トラクター・刈払機等) ☐ 3. 設備・電気・通信機器及び資材 (冷暖房・厨房設備機器・電気機器等) ☐ 4. 精密機械・工作機械器具 (計量器・測定器・旋盤・研削盤等) ☐ 5. 水道用資材 (給水メーター器等) ☐ 6. 農業用種苗・薬品・資材 (種苗・飼料・肥料・農薬等) ☐ 7. 原材料類 (原木材・セメント・コンクリート・砂等) ☐ 8. 建材・塗料類 (建具・内装材・外装材・塗料等) ☐ 9. 工業薬品・火薬類 (毒劇物・火薬類) ☐ 10. その他 ()	車両部門 ☐ 30. 自動車 (乗用車・二輪自動車等の販売 ※リースは57) ☐ 31. 特殊車両・その他自転車等 (バス・塵芥収集車・消防車・自転車・リヤカー等) ☒ 33. 車両検査・修繕 (自動車検査・修理等) ☐ 34. その他 () 燃料部門 ☐ 35. 石油製品 (ガソリン・灯油等) ☐ 36. 加工燃料 (LPガス等) ☐ 37. その他 () 繊維部門 ☐ 38. 寝具・衣服類 (ふとん・作業着・制服等) ☐ 39. その他 () 雑部門 ☐ 40. 保安・防衛器材 (警備用品・防衛用品等)
---	--

第2号様式で
チェックしたもの

第3号様式の2 (前々年) 記載例

平成29年分 (H29.1.1~H29.12.31) 又は平成28年度分 (H28.4.1~H29.3.31)

物品納入・役務実績書

希望業種すべての実績を記載してください。
「業種番号」欄に第2号様式で希望した業種番号を記入してください。

業種番号	発注元	元請	納入物品名・業務等の名称	受注金額	納入月又は委託期間等
2	別添町役場	元請	プリンター一式	2,000,000 円	平成28年10月 平成 年 月
33	北海道	元請	車検整備	100,000 円	平成28年5月 平成 年 月 平成 年 月 平成 年 月 平成 年 月

第3号様式に、その
実績を必ず記載する

資格の要件

1 資格の種別（部門別業種区分・種別表）

部門	種 別	主 な 内 容
産業部門	1 土木建設機械器具	油圧ショベル・ブルドーザ等
	2 農林業用機械器具	トラクター・刈払機等
	3 設備・電気・通信機器及び資材	冷暖房・厨房設備機器等、電気機器等
	4 精密機械・工作機械器具	計量器・測定器・旋盤・研削盤等
	5 水道用資材	給水メーター器等
	6 農業用種苗・薬品・資材	種苗・飼料・肥料・農薬等
	7 原材料類	原木材・セメント・コンクリート・砂等
	8 建材・塗料類	建具・内装材・外装材・塗料等
	9 工業薬品・火薬類	毒劇物・火薬類等
	10 その他	1 から 9 にあてはまらないもの
医療部門	11 医療機器（用品）	一般・管理・高度管理医療機器等
	12 医薬品	医療用医薬品・一般用医薬品・動物用医薬品等
	13 その他	11 から 12 にあてはまらないもの （ユニホームは繊維部門 38）
教育研究部門	14 教材用各種用品	視聴覚機器・模型・標本等
	15 図書及び定期刊行物	書籍・雑誌・追録等
	16 楽器	各種楽器
	17 理化学機器・資材	光学機器・実験機器・分析機器等
	18 体育・保育用品	体育機器・遊具・机・イス等
	19 その他	14 から 18 にあてはまらないもの
事務部門	20 事務用・O A・情報処理機器	複写機・印刷機・パソコン・事務用電気製品等
	21 家具・調度品	木製・鋼製家具・カーテン・絨毯等
	22 文房具・用紙類	文房具・コピー用紙等
	23 印章	作製印鑑、ゴム印等
	24 写真類	デジタルカメラ・写真用品等
	25 その他	20 から 24 にあてはまらないもの
印刷部門	26 オフセット印刷	各種帳票等印刷
	27 地図印刷	各種地図印刷
	28 複写類・製本	各種複写・製本等
	29 その他	26 から 28 にあてはまらないもの

部門	種 別		主 な 内 容
車 両 部 門	30	自動車	乗用車・二輪自動車等
	31	特殊車両・その他自転車等	バス・塵芥収集車・消防車・自転車・リヤカー等
	32	車両部品	タイヤ・ワイパー等部品販売
	33	車両検査・修繕	車検・タイヤパンク修理等
	34	その他	30 から 33 にあてはまらないもの
燃 料 部 門	35	石油製品	ガソリン・灯油等
	36	加工燃料	LP ガス等
	37	その他	35 から 36 にあてはまらないもの
繊 維 部 門	38	寝具・被服類	ふとん・作業着・制服等 [例]医療施設等のユニホーム
	39	その他（一般繊維皮革類等）	38 にあてはまらないもの
雑 部 門	40	保安・消防器材	標識類・消防用品・防災用品等
	41	記章・看板・旗・のぼり類	メダル・看板・旗・のぼり等
	42	時計・貴金属類	時計・貴金属類
	43	食料品類	生鮮食品・加工食品等
	44	ビニール加工品	指定ごみ袋、ごみ袋等
	45	金物・陶磁器類	厨具・ガラス製品等
	46	日用雑貨	衛生用品・洗剤・家庭日用品・乾電池等
	47	その他	40 から 46 にあてはまらないもの
役 務 ・ そ の 他 部 門	48	情報処理業務	電算システム等の開発・保守・維持等
	49	施設・設備の保守点検業務	電気通信設備・機械設備・施設等の保守点検業務
	50	施設・設備の管理運営業務	施設・設備の維持管理業務等
	51	清掃・警備業務	清掃全般・機械警備・常駐警備等
	52	各種コンサルティング業務	計画・策定・市場調査等
	53	各種調査・検査・測定業務	水質・土壌・環境・臨床等
	54	各種健診業務	がん検診・ドック等
	55	廃棄物処理・収集運搬・解体撤去業務	産業(一般)廃棄物・建物等解体撤去
	56	道路維持・補修・除雪・運送業務	道路維持補修業務・除排雪業務・旅客運送業務・道路清掃
	57	リース・レンタル業務	複写機・車両・パソコン等
	58	買受業務	古物・鉄くず・木等
	59	電力	電力供給等
	60	その他	48 から 59 にあてはまらないもの (給水メーター器満期取替業務、保育業務等を含む。)

2 審査基準日

令和 6 年 1 2 月 1 日 ※各部門共通です。

3 各部門共通の申請ができない要件

次のいずれかに該当するときは、申請をすることができません。

- 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 契約に関して不正行為をし、競争入札への参加を排除されている者
- 税（町税、都道府県税、国税）を滞納している者
- 別海町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 23 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者に該当する者

4 物品・役務の資格要件

物品・役務の資格を希望する場合は、審査基準日（令和 6 年 1 2 月 1 日）において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいて、直前 2 年間（令和 6 年分又は令和 5 年度分及び令和 5 年分又は令和 4 年度分）に申請を希望する業種の売上高を有していることが要件となります。

5 協同組合等の資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しないものとします。

- 中小企業庁が発行する官公需適格組合の証明を有するとき。
- 中小企業等協同組合法第 3 条第 4 号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

6 資格の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間

審査結果通知、変更届等

1 審査結果の通知

資格者名簿を町ホームページにて公表することにより、結果の通知に変えるものとします。

また、資格者台帳の公表は令和7年3月下旬頃に公開します。

2 変更があった場合の取扱い

登録内容に変更があったときは、速やかに届け出をしてください。

なお、届け出方法、様式、及び添付書類の内容は次のとおりです。

複数の部門で登録している場合は、それぞれの部門ごとに届出をお願いします。

※建設工事・設計等部門は「建設工事・設計等」部門の申請手引き P9 を参照してください。

(1) 物品・役務部門

※今年度より申請方法が変わります。

電子申請フォーム（Logo フォーム）より、申請方法を確認して申請してください。

なお、インターネット環境が無い等の理由がある場合に限り、紙媒体の申請書類を受け付けるので、別海町役場総務部財政課へ連絡してください。

電子申請フォーム（Logo フォーム）

URL：<https://logoform.jp/form/2W7T/784879>

資格審査変更事項添付書類一覧表

変 更 事 項	添 付 書 類				摘 要
	商業登記簿謄本	許可通知書	委任状	事実を証する書類	
商号・名称に変更があったとき	○				
組織に変更があったとき	○				個人→(有)→(株)
代表者に変更があったとき（本店）	○				
受任者に変更があったとき			○		
所在地に変更があったとき （本店・支店・営業所等）	○				個人の場合、住民票又は営業証明書を添付
電話番号に変更があったとき （本店・支店・営業所等）					
資本金に変更があったとき	○				
許可換え（知事←→大臣）		○			

許可の業種・区分の変更		○		○	業種追加・廃業
許可番号の変更		○			主たる所在地の移管
許可の更新		○			

(2) 営業の移転・譲渡等に係る資格変更内容及び添付書類

ア 資格者の営業が相続により移転した場合

当該相続を証する書面及び相続をした者に係る市区町村が発行する身分証明書

イ 資格者の営業が合併により移転した場合

合併契約書の写し、合併された企業の場合は当該法人の解散登記に係る商業登記簿謄本（解散登記未了のときは、合併に係る総会議事録の写し）

個人の場合は、当該合併を証する書面及び合併により新設した法人に係る資格審査申請書の添付書類

ウ 資格者の営業譲渡の場合

(ア) 譲渡を受けた者が資格者の場合

当該譲渡に係る契約書の写し及び商業登記簿謄本（個人の場合は契約書の写しのみ）

(イ) 譲渡を受けた者が資格者でない場合

当該譲渡に係る契約書の写し及び資格審査申請書の添付書類

エ 中小企業協同組合（企業組合を除く。）である資格者がその構成員（資格者である組合員に限る。）を変更した場合

新規に加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面、組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面

オ 企業組合である資格者又は協同組合である資格者がその構成員を変更した場合

新規に加入した組合員がある場合は、当該加入を証する書面、組合員が脱退した場合は、当該脱退を証する書面

(3) その他

合併・譲渡等により資格登録者が変更する場合、登録業種は前回登録業種（合併・譲渡前）のままとなり、追加で新規業種を登録できませんのでご注意ください。

委任状参考様式

委 任 状

令和 年 月 日

別海町長 様

委任者 所 在 地

商号又は名称

役職・氏名



私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

【委任事項】

- 1 競争入札参加資格審査申請に関する事項
- 2 入札、見積参加に関する事項
- 3 契約締結に関する事項
- 4 契約代金の請求及び受領に関する事項
- 5 復代理人選任に関する事項
- 6 その他契約に関する一切の事項

【委任期間】

令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

受任者 所 在 地

商号又は名称

役職・氏名

